



第11回 ライセンス契約

技術開発と法

アップル(スティーブ・ジョブズ)

の活動から学ぶ・・・

遠山 勉

【授業計画】

- 第1回 技術開発をめぐる法律の全体像
- 第2回 特許法の概要
- 第3回 特許法の保護対象(発明:特にプログラムについて)
- 第4回 特許の要件(実体的要件)
- 第5回 権利主体と特許取得手続
- 第6回 特許権の効力(1)
- 第7回 特許権の効力(2)
- 第8回 知的財産保護の国際的
制度
- 第9回・第10回 著作権法の基礎知識、カラオケ法理、著作権法2009年改正(6月7日)
- 第11回 ライセンス契約による知的財産管理(6月21日)
- 第12回 営業秘密の法的保護(6月28日)
- 第13回 職務として知的財産を開発する際の法規制(7月5日)
- 第14回 知的財産戦略、第15回 ウェブサイト開設に伴う問題(7月12日)
- 最終回 到達度確認試験(7月26日)

Apple/Steve Jobs の技術開発

- 1975 ウォズ Apple I のプロトタイプ
- 1976 Appleコンピュータ社設立
- 1977 Apple II
- 1979 パロアルト研究所でAltoを見る
- 1980 Apple III
- 1983 Lisa
- 1984 Lisa 2, Macintosh
- 1985 Jobs退社, Next設立
- 1986 ピクサーを買収

- 1995 ディズニーと契約/トイ・ストーリーで成功
- 1996 Apple社Next買収し、Jobs復帰
- 1998 初代iMac
- 2001 iTunes(1月), iPod(12月)
- 2003 iTunes Music Store, iTunes for Windows
- 2007 iPhone
- 2010 iPad
- 2011,10,05 Jobs 永眠

音楽入手経路の変遷とiPodの成功

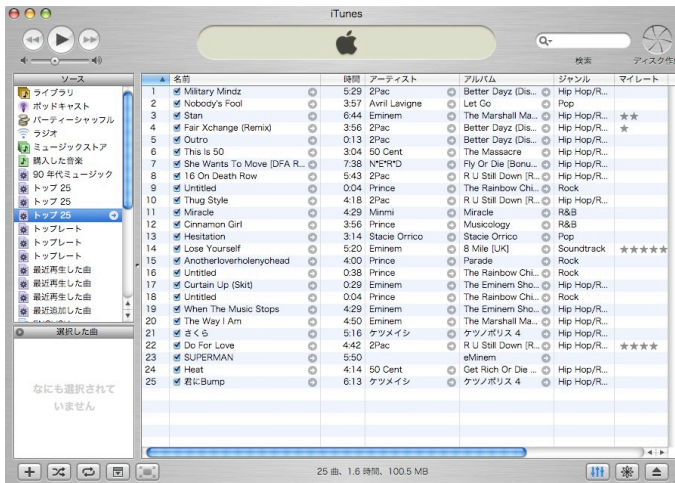
音楽情報源	音楽メディア		音楽入手経路	特長・聴く場所
音楽ソフト制作会社 放送会社 インターネット レンタルCD店 個人	EP		レコード店で購入	オーディオルーム レコード喫茶
	LP			
		(カセット) テープ	エアチェック ダビング	オーディオルーム 野外・編集
		CD	レコード店で購入	オーディオルーム
		MD	CDからのコピー	オーディオルーム 野外・編集
		iPod等デジタル・オーディオ・プレーヤー	iTunes Store からダウンロード CDからコピー	ストレージ (収納庫) 野外・編集
		NW・Audio	インターネット・CD	オーディオルーム
芸能プロダクション			コンサート	コンサートホール

Jobsの戦略 iTunesの無料配布

ビジョン(将来予測): パソコンがデジタルハブになる

音楽管理ソフト
iTunes to go

ソフト配信用に変身
サプライチェーン確立



受け手用から
送り手用に



音楽・映画・電子書籍
アプリの配信

人は音楽をコピー
したがる

iPodの技術開発とライセンス

- iPod開発に必要な知的財産は何か？
- 自前で開発・・・デザイン、ソフトウェア
- 外部調達・・・・ハードディスク
- 部品の製造・・・外部委託
- iTunes Storeを作ったが・・・コンテンツの確保はどうする
- 様々な契約が必要

iTunes store と著作権問題

- 背景にナップスターなどの海賊盤サービス
- ワーナー、ソニーにアップルの協力関係・・・その後解消
- ソニー&ユニバーサル組とワーナー、EMI系のミュージックネット社とに2分
- ストリーミング可だが曲を手元に置けない
- ソニーでは、ハードとソフトとコンテンツの協力なし
- Apple
- 海賊盤をなくす一番いい方法(唯一の方法)は、・・・魅力的なやり方を提供すること(Steve Jobs 講談社p174)
- 音楽産業大手5社を説得(p174)
- アーティスト本人の許諾
- 曲のバラ売りを可能にし、曲単位で所有できるようにした。
- Windows 版iTunesで急速普及

アップルを作った頃、知的財産を生み出せば成功できるとわかったんだ。
・・・知的財産が保護されなくなれば、創造的な会社はなくなるし、新しく生まれることも無くなる(Steve Jobs 講談社p173)

契約とは何か

- 2以上の当事者の意思表示が合致して成立する法律行為であり、それにより、当事者間に債権債務が生じる行為
- 単なる約束と違う(法的拘束力を伴う)
- 我々は毎日契約をしている？
 - コンビニで
 - 学校で
 - 会社で
 - インターネットで

契約自由の原則

- 契約自由の原則
 - 申込みの自由、承諾の自由
 - 相手方選択の自由
 - 契約内容決定の自由
 - 契約方式の自由
- 民法上の強行規定 > 契約条項 > 任意規定
 - 第91条 法律行為の当事者が法令中の公の秩序に関しない規定と異なる意思を表示したときは、その意思に従う。

意思表示とは

- 一定の法律効果の発生を欲する意思を外部に表示する行為
- 意思表示は、動機を前提として、効果意思→表示意思→表示行為という3つの要素からなる。
- 動機・・・音楽をたくさん所持したい
- 効果意思とは、一定の法律効果の発生を意図する意思・・・iPodを購入しよう
- 表示意思・・・表示行為を行う意思・・・銀座のApple StoreでiPodを買おう(意思表示をしよう)
- 表示行為・・・効果意思を外部に表示する行為・・・銀座のApple Storeで店員さんにiPodを下さいと購入申し込みをすること

意思表示の有効性

- 意思表示の欠缺
 - 心裡留保(単独虚偽表示)
 - 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする(民法第93条本文)。
 - 虚偽表示(通謀虚偽表示)
 - 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする(民法第94条1項)。ただし、この意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない(民法第94条2項)。
 - 錯誤(要素の錯誤)
 - 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない(民法第95条)。
 - 動機の錯誤は無効ではない。
- 瑕疵ある意思表示
 - 詐欺による意思表示・取り消すことができる(民法第96条1項)。ただし、詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない(民法第96条3項)。
 - 強迫による意思表示・取り消すことができる。(民法第96条1項)。

技術開発と契約

- 秘密保持契約
 - 覚え書きと契約
- 共同開発契約
 - 共同出願契約
- 開発委託契約
- 譲渡契約
- ライセンス契約

ライセンス

- 何のために(契約目的)
- 誰が・誰と(契約当事者の問題)
- 何を(契約対象の問題)
- どの範囲で
 - 地域・・実施地域の範囲(ex. 近畿のみ)
 - 時間・・時間的範囲
 - 対象・・全部か一部か
 - 実施形態・・製造、使用、販売
- いつまで(契約期限)
- その他

何のためのライセンス

- ビジネスを成功に導くため
- どのようなビジネスなのか
- 相手方に何を望むのか
 - 何を得るのか(債権)
 - 何を与えるのか(債務)
- これらを自己のビジネス視点で考え、最適な契約形態を考える

契約書

- 口頭の契約
- 文書による契約
- 書いていないことは・・解釈、協議、ひいては紛争となる
 - ビジネスの立案
 - どのような法律関係(債権・債務)にするのか、
 - ビジネススキーム条項・リスクヘッジ条項・対等なメリット条項(ロイヤリティーなど)
 - 一般条項(解除条件、裁判管轄・準拠法・守秘義務など)

契約当事者

- 誰と契約するのか？
- 交渉相手に当事者能力があるのか？
 - 当事者能力・当事者たりうる一般的な資格のことをいい、実体法上権利能力を有すれば当事者能力を有する。民事訴訟法上は、訴訟当事者となることのできる一般的能力で、実体法上の権利能力と並立する概念
 - 権利能力・私権および私法上の義務の主体となる資格。
 - 行為能力・単独で有効に法律行為をなし得る地位または資格。
 - » 制限行為能力者・・・未成年者、成年被後見人、被保佐人他(民法17条第1項の審判)を受けた被補助人を指す(民法20条第1項)。
 - 意思能力・有効に意思表示をする能力。自己の行為の結果を弁識するに足りる精神的な能力。民7条：事理弁識能力
- 大会社の事業部門・異業種交流会などの団体・法人格ないので注意
- 法人の登記簿謄本、法人証明書などで確認

当事者における注意点

- 会社を退職した者との契約・・・技術流出とその権利関係に注意・・・元の会社と紛争になる可能性あり
- ライセンシーの実施能力・・・ライセンスしたが実施できない場合、実のない契約となる可能性
- 当事者の範囲・・・グループ会社を当事者とするとき、どの範囲までグループと言うのか？

ライセンス対象

- 特許権
 - 実用新案権
 - 意匠権
 - 商標権
 - ノウハウ
 - 著作権
 - 特許等を受ける権利
- 権利内容の特定
 - ノウハウの特定
 - 権利の確認
 - 原簿閲覧し、存続していることを確認する
- 仮専用or通常実施権

実施権

- 専用実施権・・・・・・・・実施権者のみ実施可能
- 独占的通常実施権・・・・権利者と実施権者のみが実施可能
- 通常実施権・・・・・・・・多数に実施権付与
- サブライセンス権・・・・第三者に実施権を付与する権利

ライセンサー Vs ライセンシー

- ロイヤリティ・・・高く
 - 特許権の維持義務
 - 特許権の有効性保証・・・
どうする？
 - 第三者の知財権非侵害
保証・・・どうする？
 - 侵害排除義務
 - 競業避止義務・不爭義務
- 安く
 - 無効の時、既払実施料
の返還要求可能？
 - 通常実施権の場合・・・
債権者代位権？（民
423）

独占禁止法

実施権の第三者対抗要件・・・H23改正法より実施権の登録不要

改良発明の取り扱い

- ライセンサー側・・・周辺技術を抑えておきたい
 - グラント・バック(ライセンス・バック)
- ライセンシー側・・・自分で開発したものは、自分の権利としたい

独占禁止法（不公正な取引の禁止）

知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針

(1)他の者に当該技術を利用させないようにする行為

パテントプールを形成している事業者が、新規参入者や特定の既存事業者に対するライセンスを合理的理由なく拒絶することにより当該技術を使わせないようにする行為など

(2)他の者に当該技術を利用できる範囲を限定して許諾する行為

(3)他の者に当該技術の利用を許諾する際に相手方が行う活動に制限を課す行為

<http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html>

【テキスト・参考文献等】

- 教科書：講義レジュメにしたがって授業を行う(レジュメは配布しないので注意すること)。
- 参考書：
 - 高林龍「標準特許法」有斐閣(第4版) 2011年発行
¥2,730
 - 中山信弘「特許法」弘文堂(第2版) 2012年発行
¥4,410
 - 中山信弘「マルチメディアと著作権」(岩波新書)
 - ★知っておきたい特許法 [単行本] 工業所有権法研究グループ (著) 1890円
 - ★スティーブ・ジョブズ I [ハードカバー] ウォルター・アイザックソン (著), 井口 耕二 (翻訳)

お疲れ様でした

- 著作者 弁理士 遠山 勉
- Email :pattom@nifty.com
- 授業の資料はここに
- 知財文化 : <http://www.ne.jp/asahi/patent/toyama/>
- 無断複製・改変・配布を禁じます。

Copyright (C) 2013